

東 弁 往 来

第46回 オロロンひまわり基金法律事務所



オロロンひまわり基金
法律事務所
(北海道留萌市)

旭川弁護士会会員 成田 騎信 (64 期)

2011年12月 弁護士登録, 東京弁護士会入会
2014年 4月 旭川弁護士会に登録換え, 現在に至る

1. はじめに

私は、2011年12月に東京弁護士会に弁護士登録し、東京パブリック法律事務所において司法過疎地域で活動するための養成を約2年4カ月受けました。2014年4月に旭川弁護士会へ登録換えし、同年5月に北海道留萌市にあるオロロンひまわり基金法律事務所の2代目所長に就任しました。オロロンひまわり基金法律事務所は、2011年5月に旭川地方裁判所留萌支部管内で2つめの公設事務所として設置されました(2004年に留萌ひまわり基金法律事務所が開設されています)。当事務所の設置により管内の弁護士が2名になったことで、これまで利益相反の問題で受任できなかった案件も管内で取り扱うことが可能になりました。現在、弁護士1名、事務職員1名で日々の業務に対応しております。

2. 留萌について

留萌市は、小樽と稚内を結んだ海岸線のほぼ中間に位置する港町です。留萌は「何もないマチ」だと言われることもありますが、都会にはない魅力で溢れています。春夏の咲き誇る花々、コバルトブルーの日本海、雄大な暑寒別岳、日本一の夕陽と称される黄金岬からの夕陽など留萌の自然は格別に美しいです。

もっとも、冬の留萌は世界が変わります。マイナス15度を下回る気温、凍結した路面、灰色の空と日本海、毎日の雪かきなど道北日本海側の冬は厳しいものがあります。最近発達した低気圧の影響を受けて暴風雪警報が発令されることも多く、全国ニュースで

留萌が取り上げられることもあります。家族、友人から生存確認の連絡を受けることもありました。ただ、そのような厳しい冬もスキーやスノーボードなどのウィンタースポーツや温泉、冬季に開催される各種イベントへの参加など工夫次第で楽しく過ごすことができますし、気嵐(海面に白く立ち上る霧)など幻想的な景色を体験できます。

留萌管内の食事は最高です。生産量日本一のカズノコをはじめホタテ、甘エビ、タコなどの魚介類、暑寒別岳からの綺麗で豊富な水を活かした果樹や留萌産の小麦を使ったパスタなど豊かな自然に裏打ちされた食材が豊富です。

観光については、留萌市の隣にある増毛町には日本最北の酒蔵「国稀酒造」や留萌本線の終着JR増毛駅があります。留萌本線は味わい深い路線ですのでぜひ乗車してみてください。なお、留萌駅～増毛駅間の運行が2016年12月で廃止することが決まっていますので興味がある方はお急ぎください。



留萌の夕陽

3. 支部管轄について

旭川地方裁判所留萌支部の管内です。旭川地裁には、留萌の他に、稚内・紋別・名寄の各支部があります。留萌市の人口は約2万3000人、周辺町村を含めた管内人口は約4万5000人です。留萌支部の管内は南北に長細く、北は約70キロ離れた初山別村、南は約20キロ離れた増毛町までが含まれます。移動手段は専ら自動車になります。雪のない季節のオロロンライン（国道232号線）は、ロケーションが抜群に良く北海道の雄大さを感じながらドライブすることができます。逆に冬季は吹雪で視界が悪く命がけの運転を強いられることになります。また、運転中に鹿やキタキツネと遭遇することも珍しくありません。自動車と鹿の衝突事故も少なくなく、私は車に鹿避け笛を装着しています。これまで鹿と衝突していないのは笛のおかげかもしれません。

4. 事件内容・事務所経営

一般民事・家事相続・消費者事件・債務整理・刑事事件と幅広い事件を取り扱っています。成年後見や相続財産管理人、清算人など裁判所からの依頼案件もあります。事件内容は都市部とそれほど異ならないという印象ですが、落雪被害や密漁の刑事弁護といった留萌ならではの案件もあります。打合せ等を通じて街の文化や歴史に触れることもあります。

経営面については、道内のひまわり基金法律事務所の共通の問題でもありますが、収入の水準が必ずしも高くないことやいわゆる債務整理案件が減少したこともあって収益を維持することは相当な努力が必要です。そのため、一つ一つの案件に「早く、正確に、誠実に」取り組み充実した法的サービスを提供することはもちろんですが、地域貢献活動等を通じて弁護士を利用した法的紛争の解決をイメージしてもらうことで将来の法需要に適切につなげることも必要であると考えています。

5. 留萌での活動

地元新聞に毎週連載している「弁護士だより」や、地元FMラジオ局でのラジオ出演などを通じて法律や弁護士を身近に感じて頂けるよう広報活動に力を入れています。現在でも留萌に弁護士がいることをご存知でない方もいらっしゃる、広報活動を継続すること



礼受牧場の菜の花畑

が大切だと考えています。

また、東京パブリック法律事務所での経験を活かし、地域で「つながり」をつくる活動にも取り組んでいます。最近は福祉職の方々と知り合う機会に恵まれて成年後見制度等を分かりやすく伝える寸劇を一緒に企画しています。また、地元の司法書士、土地家屋調査士、行政書士といった他士業と合同で勉強会を開催するなど士業間の横のネットワークを構築し留萌の案件は留萌で処理できるようになることを目指しています。ひまわり基金法律事務所は任期制ですが、弁護士が交代したとしても築いた「つながり」を失わせることなく地域の法的サービスの質を維持できるような工夫も必要です。

6. 赴任の感想

私は、司法修習生の頃に日弁連が開催した司法過疎のイベントに出席し司法過疎の問題を知りました。弁護士が存在しないことは法律が存在しないに等しいことだという言葉聞いて、司法過疎地域で法律を知らずに苦しんでいる方々の力になりたいと思い赴任を希望しました。赴任後、ある事件の依頼者から「留萌に先生がいなければ泣き寝入りしていた。先生と会えて良かった」という言葉をかけてもらえました。赴任後は自分の未熟さを感じることもありましたが、赴任して良かったと心から思った瞬間でした。都市部では意識することは少ないかもしれませんが、弁護士の存在や法律事務所は地域の住民が安心した生活を営む上で重要なインフラの一つです。

赴任する前は不安もありましたが、赴任を通じてたくさんの魅力的な方々と知り合うことができ、充実した毎日を過ごしています。弁護士としても人間としても留萌に育ててもらっていると日々感じています。

課題は多いですが、残りの任期で一人でも多くの方の笑顔と出会えるように頑張りたいと思います。